



平成 22 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 秦 範男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 取締役 権田 和睦
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

櫻井伸行氏が第三者割当により保有していた当社株式を譲渡した経緯

1. 第三者割当による募集株式発行決議

平成 22 年 3 月 15 日開催された当社臨時取締役会にて以下のとおり決議。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 6,666,000 株 |
| (2) 発行価額 | 1 株につき金 15 円 |
| (3) 発行価額の総額 | 金 99,990,000 円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1 株につき金 7 円 50 銭 |
| (5) 増加する資本金の総額 | 金 49,995,000 円 |
| (6) 増加する資本準備金の額 | 1 株につき金 7 円 50 銭 |
| (7) 増加する資本準備金の総額 | 金 49,995,000 円 |
| (8) 申込期日 | 平成 22 年 3 月 31 日 (水曜日) |
| (9) 払込期日 | 平成 22 年 3 月 31 日 (水曜日) |
| (10) 募集又は割当の方法 | 第三者割当の方法による。 |
| (11) 割当先及び割当株式数 | 株式会社カナヤマコーポレーション 4,333,000 株
合同会社ダラム 2,000,000 株
櫻井伸行 333,000 株 |
| (12) 現物出資財産の内容及び価額 | |
| ① | 株式会社カナヤマコーポレーションを債権者、当社を債務者とする金銭消費貸借契約に基づく金銭債権金 65,000,000 円のうち金 64,995,000 円。 |
| ② | 合同会社ダラムを債権者、当社を債務者とする金銭消費貸借契約に基づく金銭債権金 30,000,000 円のうち金 30,000,000 円 |
| ③ | 櫻井伸行を債権者、当社を債務者とする金銭消費貸借契約に基づく金銭債権金 5,000,000 円のうち金 4,995,000 円。 |

2. 発行決議に先立ち実施した櫻井伸行氏に関する金消契約、調査、確認など

- (2-1) 金消契約：平成 22 年 2 月 5 日付けで櫻井伸行氏を債権者、当社を債務者とする金銭消費貸借契約を締結。

- (2-2) 個人調査：東京商工リサーチに委託し、平成 22 年 2 月 12 日調査を実施し、反社の面、第三者割当先として問題がないことを把握。
- (2-3) 割当てを受ける者の属性：平成 22 年 3 月 12 日櫻井伸行氏が当社との関係において何ら該当事項がないことを確認。
- (2-4) 中長期保有に係る確約：平成 22 年 3 月 12 日櫻井伸行氏と当社は、割当てられた当社株式を保有開始日から 2 年間以上保有することを確約。なお、確約内容が異なる合計 2 通の確約書を交換。
- (2-5) 第三者委員会の設置：当社は、2 名の当社外監査役と 1 名の当社と直接的関係を持たない弁護士で編成された第三者委員会を設置。当社取締役および割当て先に対し、質問が行われ、第三者割当ての発行条件は相当であるとの結論を得ている。
第三者委員会からの質問に対する櫻井伸行氏の回答：中長期保有に関する質問「中期保有目的である場合、何年を目安と考えているか（プラコーはご説明されたとおりに開示します。開示した保有期間と矛盾する行動を取られる場合、金融商品取引法違反に該当する可能性があることにご留意下さい。）」に対しての平成 22 年 2 月 22 日付の回答書には、最長 2 年間となっているので、2 年間以上の保有を保証してはおりません。その後、当社と交換した平成 22 年 3 月 12 日付の確約書では、2 年間以上の保有となっている。

3. 払込期日以降の経緯

平成 22 年 8 月 15 日頃：櫻井伸行氏から当社代表取締役秦範男に電話にて「関東地区を中心として経営コンサルティングを展開している勤務先の首席コンサルタントであることから、カスタマーの経営や業務の細部における情報を入手できる立場にあることに加えて、社内規程上からも特定のカスタマーと資本関係になることは好ましくないと社内で問題になっており、将来プラコーからコンサルティングに関する話しを持ちかけられるときに社内規程に反することになるので機を見て第三者割当てにより取得したプラコー株式とその後、市場内で取得したプラコー株式の全てを売却したい」との連絡を受けた。その時、代表取締役秦範男は、「中長期保有という確約書を交わしているのでできるだけ保有を続けて下さい。ただし、どうしても売却することになったら事前に連絡して下さい。」と電話にて伝えたが、櫻井伸行氏は、そのとき基本的に売却について了解してもらえたものと判断した。

平成 22 年 10 月 5 日：当社代表取締役秦範男が当該株式の保有状況について櫻井伸行氏に電話にて問い合わせたところ「第三者割当てにより取得した 333,000 株とそれ以前に市場内で取得していた株式を全て売却した。売却は一度ではなく、数回に分けて行った。」との報告を受けたので、当社代表取締役秦範男は「それは櫻井さんとの確約に違反しているので困ったことになった。今となっては適時開示の規程に則り、大阪証券取引所ホームページにて開示するので、売却日と、売却数量、売却理由など記載事項を櫻井さん宛ての速達便にて送るので、至急知らせてほしい。」と伝え、同日、必要事項を記した書状を櫻井伸行氏宛に送付。

また、当社代表取締役秦範男は「第三者割当株式の譲渡についての確約書はプラコーと櫻井さんの間のみで成立しているのではなく、プラコーの株主および一般投資家にも関わる事であり、今回の譲渡に関する経緯を可及的速やかに開示することになりますので、櫻井さんの勤務先の社内規程違反しないことが重要な譲渡理由の一つということであれば、勤務先名を開示させてもらえませんか」と櫻井伸行氏に要請したが、同氏の「基本的には個人の資格でプラコーの株式を取得したため勤務先名を開示することが勤務先に迷惑をかける心配がある以

上開示することは避けたい」という主張を当社は受入れて、同氏の勤務先名を開示しないことにした。

平成 22 年 10 月 5 日：「第三者割当株式の譲渡に関するお知らせ」を開示。

平成 22 年 10 月 6 日：櫻井伸行氏から、当社総務・経理部係長山崎正彦に電話があり、「今、尾道にいるが、今日中に自宅に戻るので、明日(10月7日)プラコーに売却に関する必要報告事項を記入し、FAX送信する。原本は別にプラコー宛に郵送する。」旨の連絡であった。

平成 22 年 10 月 7 日：櫻井伸行氏から、第三者割当株式 333,000 株に関する売却の詳細について FAX で当社総務・経理部山崎正彦宛に送信があり、売却日、売却数量、売却価格、売却方法、売却理由についての記載があった。詳細は、平成 22 年 10 月 12 日開示「第三者割当株式の譲渡に関する報告」参照。

平成 22 年 10 月 12 日：「第三者割当株式の譲渡に関する報告」を開示。

4. 櫻井伸行氏と当社の関係

櫻井伸行氏は、平成 22 年 7 月 1 日まで当社非常勤取締役であった萩野谷敏裕氏の友人から平成 22 年 1 月 25 日頃、「櫻井さん、(株)プラコーに金銭消費貸借契約で 500 万円貸出してもらえないだろうか。なお、その契約の中で、特約条件として将来、(株)プラコーが新株または新株予約権を発行することになった場合には、1 株につき 13 円を想定価格として新株または新株予約権に転換することもあるとなっているので、それを含めて引受けてもらえないか」と、それ以降も含めて何回か打診され、最終的には承諾した。それ以前には櫻井伸行氏と当社の間に、資本関係、業務関係はなかった。

それ以降も、櫻井伸行氏と当社との間に業務関係はなく、櫻井伸行氏は前項 1. の第三者割当株式とは別に数回に分けて、208,000 株を買い増し、平成 22 年 6 月 30 日には合計 541,000 株を保有した。

5. 櫻井伸行氏が第三者割当株式を譲渡するに至った理由

櫻井伸行氏は、第三者委員会からの質問に対する同氏の回答を通じ、さらに当社と交換した確約書にて 2 年間以上の中長期保有を十分認識してはいました。ところが、櫻井伸行氏の勤務先の社内規程にて平成 22 年 7 月末日、以下のことが定められたことを当社は、同氏からの平成 22 年 10 月 13 日付電子メールにて確認した。

- ① 株式の購入・譲渡に際しては、事前に会社に申請し、役員会の許可を受けること。
- ② 原則、長期の資産形成のための株式投資以外は認めない。

上記の社内規程を定める目的は、クライアントとの利益相反やインサイダー取引の発生リスクを回避するためとされている。

当社は、櫻井伸行氏に対し社内規程の入手または閲覧を求めたが、勤務先の内部情報であるという理由で、入手も閲覧もできなかったため止むを得ず平成 22 年 10 月 14 日同氏の勤務先に電話を入れて第三者からの事情聴取の結果、櫻井伸行氏からの電子メールの内容が真実(平成 22 年 7 月末日発効を含め)であることを確認した。

6. 当社が当該株式に関し、大阪証券取引所への譲渡報告が遅れた理由

櫻井伸行氏は、当該株式を平成 22 年 8 月 18 日から 9 月 21 日にかけて、市場内における譲渡に際し、当社への事前報告義務を十分認識していたが、同氏から譲渡について事前の具体

的な相談を受けることはなかった。当社代表取締役秦範男は、平成 22 年 10 月 5 日になって、電話にて当該株式の保有状況を問合わせたところ、始めて櫻井伸行氏が当該株式を譲渡したことを認識した。

7. 2 年間以上の中長期保有に関する確約に反し、5～6 ヶ月間という短期譲渡についての当社見解

当該株式が、第三者割当による新株発行であることから、貴取引所が定める第三者割当による発行会社としての責任については、割当先の選定責任が存在することを十分認識しておりましたが、払込期日以降、平成 22 年 10 月 5 日まで櫻井伸行氏に対し、当該株式の保有状況についての問い合わせをしていなかったことを反省しております。

他方、割当先であった櫻井伸行氏からは、当該株式譲渡の都度、当社に報告する義務を履行しなかったことについて平成 22 年 10 月 5 日、10 月 12 日、10 月 13 日に、反省の電子メールと電話を受けております。

今後は、第三者割当先に対して担当者を決め定期的に、例えば 1 ヶ月間に 1 度（月初めに）電話にて保有状況を確認し、保有の継続を依頼するとともに何らかの変化の予兆があればそれを素早く認知できるよう努め、当社の株主および一般投資家に対して第三者割当株式の発行者としての責任を全うすることにいたします。

以上